

北九州市表彰規則【抜粋】

(欠格条項)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、表彰の対象としない。

- (1) 市税を滞納しているもの
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、表彰することが不適當であると認められるもの

【参考】暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律【抜粋】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 略
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 ～ 五 略
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。